

令和 8 年

第 2 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和8年第2回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月25日(水) 午後1時30分～午後2時16分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (15名)

- 1番 米 澤 実
- 2番 片 岡 寛 之 (副会長)
- 3番 板 東 由 裕
- 4番 赤 松 晃 一
- 5番 糸 谷 徳 文 (中立委員)
- 6番 新 見 正 美 (会長)
- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和
- 10番 天 満 仁
- 11番 森 本 定
- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信 (副会長)
- 14番 金 山 敬 治
- 17番 武 澤 守
- 19番 十 川 幸 利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (4名)

- 9番 唐 渡 義 伯
- 15番 竹 内 正 法
- 16番 篠 原 安 博
- 18番 十 川 昭 夫

5. 議事録署名委員

- 8番 江 東 幸 和
- 10番 天 満 仁

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (委員会処分)

- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 農地改良届について
報告第4号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭
係 長 原 田 裕 人
係 長 原 田 昂
主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第2回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、立春とは名ばかりで厳しい寒さが続いておりますが、委員の皆様にはくれぐれもご自愛のうえ、今後ともご活躍いただきますようお願い申し上げます。それでは、簡単ではございますが、これより総会に移らせていただきます。以降は、着座にて進行させていただきます。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の、出席委員数は、15名で、定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、8番江東委員、10番天満委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第5号までの、5議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第4号までの4件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくよう、お願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号1番から6番 8番から17番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、17件です。内訳としまして売買が13件、贈与が4件です。ただし、案件番号7番につきましては、阿波市農業委員会総会議規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、案件番号7番は最後に説明させていただきます。それでは着座にて説明させていただきます。

それでは案件番号1、地図は、1ページから2ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は1,057㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と家族が農作業に従事し、水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号2、地図は3ページから13ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、畑及び宅地、面積は併せて8,910㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事し、水稻を作付け予定

です。なお、地目宅地の土地については現況が田で農地台帳にも記載があるため3条許可が必要な土地となっております。

続きまして案件番号3、地図は14ページから15ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は2,045 m² 契約内容は贈与となっております。親子間での贈与で、譲受人が農作業に従事し、水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号4、地図は16ページから17ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑、面積は802 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人がぶどうを作付け予定です。

続きまして案件番号5、地図は、18ページから21ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て畑、面積は3,637 m² 契約内容は、売買となっております。土地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。譲受人が農作業に従事し、果樹を作付け予定です。

続きまして、案件番号6 地図は、22ページから23ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田 面積は併せては1,031 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が水稻を作付け予定です。

続きまして、案件番号8 地図は、26ページから27ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田 面積は675 m² 契約内容は、贈与となっております。譲渡人と譲受人は姉妹であり、本申請地を2分の1ずつ相続していました。この度県外にいる譲渡人が持分を贈与することで話がまとまったため今回の申請にいたりました。今後、譲受人が水稻を作付け予定です。

続いて案件番号9～11番については譲渡人が異なる以外は同内容なのでまとめて説明いたします。案件番号9 地図は、28ページから29ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田 面積は併せては1,004 m² 契約内容は、売買。案件番号10 地図は、30ページから31ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び畑、面積は併せては2,023 m² 契約内容は、売買。案件番号11 地図は、32ページから33ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せては1,164 m² 契約内容は、売買となっております。それぞれ農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。今後、譲受人が果樹を作付け予定です。

続きまして、案件番号12 地図は、34ページから35ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田及び山林 面積は併せては1,074 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と親が農業に従事し、水稻を作付け予定です。なお、地目山林の土地は現況が田で農地台帳にも記載があるため3条許可が必要な土地となっております。

続きまして案件番号13、地図は36ページから37ページをご参照ください。

申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は1,015 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と家族で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号14、地図は38ページから39ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は386 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と家族で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号15、地図は40ページから42ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は畑及び田、面積は併せて1,188 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人が水稻やナス等を作付け予定です。

続きまして案件番号16、地図は43ページから44ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は1003 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が水稻や野菜を作付け予定です。なお、譲受人の国籍は●●●ですが、日本人の配偶者等として在留資格を満たしており農地所有・耕作の実績もあるためこの度の農地法第3条申請については要件を満たしているものと思われま

す。続きまして案件番号17、地図は45ページから46ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は905 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が水稻を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われま

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の番号1番から6番 8番から17番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を2番片岡委員にお願いします。

○2番(片岡委員) 2番片岡です。譲受人から聞き取りをしたところ、譲渡人から10年以上借りていました。譲渡人は高齢で耕作できないので譲ることになりました。事務局が言う通り何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願

【議 長】

ありがとうございます。つづきまして、番号2番・3番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。案件番号2番は、譲渡人は県外在住で譲受人は10年近く米を耕作している状態で、この度売買することになりました。何ら問題ないと思います。3番は、譲渡人が高齢になり、息子に贈与するという事で、何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番・5番を4番赤松委員にお願いします。

○4番（赤松委員）4番赤松です。案件番号4番につきましては、譲渡人が高齢になり譲受人が管理しており、今後もぶどうを栽培することでありました。案件番号5番は、現地確認したんですが、ほぼ耕作放棄地の畑でして、別に問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。この案件は、譲渡人と譲受人は親戚関係で、以前から管理をしていましたが、今回売買にいたりました。現在も綺麗に管理されており、問題ないと思われまます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号8番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。現地確認してきました。譲渡人と譲受人は事務局のとおり兄弟で、共同所有しておりましたが、今回譲渡人は県外在住のため、贈与することになりました。特に問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号9番・10番・11番を12番古本委員にお願いします。

○12番（古本委員）12番古本です。先ほど事務局説明いたしましたが、今朝現地調査に行きました。案件番号9番・10番・11番は、何ら問題ないと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号12番を13番大村委員に願ひします。

○13番(大村委員)13番大村です。譲渡人は、市外に住んでおり、譲受人は、申請地の北側に住居を構えております。農地には水稻を作付けし効率的に利用し、周辺農地には支障が生じる恐れがないことであり、問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号13番を14番金山委員に願ひします。

○14番(金山委員)14番金山です。譲受人に状況を聞き取りしました。農地南側にいずみが出て、そこにパイプをいけてその水を使用しているのです、この土地を買われると困るので今回購入になりました。以後水稻を作るので問題ないのでよろしくお願ひします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号14番は、事務局の通り問題ないと、16番篠原委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号15番を17番武澤委員に願ひします。

○17番(武澤委員)17番武澤です。昨日現地を確認し、畑の方はトラクターで耕作済みで、田はまだ草が生えた状態でありましたけど、それほど大きくなってないので、トラクターで引けばすぐ、農地として利用できる状態でありました。今回贈与ということで、両方の当事者の方にも会い知人関係であるということの確認が取れました。譲受人は比較的遠い場所に住まれており、実際には今回対象農地のすぐ南の方に土地を所有され、そこに機械も保管しています。その機械を持って、耕作することができるということも確認できましたので、特に問題はないと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号16番・17番を19番十川委員にお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。16番の案件についてですが、譲渡人が耕作できない、管理に困るということで、譲受人に土地を買って欲しいということをお願いして、今回売買になっております。譲受人は事務局が言いましたように、国籍が●●●なんです。旦那さん日本人の方と家を買って住まわれ農業を手広くしている方です。この案件問題ないかと思えます。17番についてですが、譲渡人はこの土地を相続で受けたんですが、管理に苦労しているということで、譲受人は市外に住まわれてますが、生家はこの土地のすぐ北側に家があります。自分の生まれた家の裏にある土地なんで、他の人に買われるよりかは、自分が買って将来帰ってきて農業する予定で、いとこの譲渡人と売買が成立しました。これも何ら問題ないかと思えます。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号1番から6番 8番から17番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号1番から6番 8番から17番については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第1号議案の番号7番ですが、本案件につきましては、●●●委員が当事者となっておりますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

（●●●委員退席する）

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）の番号7番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田） それでは案件番号7、地図は24ページから25ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は1,590㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人と父で水稻を作付け予定です。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の番号7番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号7番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員） 11番森本です。譲渡人は農業の経験もなく、将来的にも農業する予定はなくて、譲受人のお母さんと兄弟ってということと、今後この先も管理できないということで、今回の申請になっております。現地確認した結果、周りも田んぼと畑ですので特に問題はないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号7番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号7番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

（●●●委員着席する）

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処

分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)続きまして第2号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について(知事処分)を、説明いたします。また今回は、同じ転用者、転用目的の為まとめて説明させていただきます。番号1番から4番について申請の所在地は、議案書のとおり 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料の47ページから49ページを併せてご参照ください。今回の申請は令和7年7月から8月に転用許可が下りており、事業計画の変更に伴い計画自体が廃止になったことから、前回の許可を取り消すものです。申請地は、除草のみをおこなっていたとのことから原状回復は必要ないものと思われま。以上第2号案件の農地法第5条の規程による許可の取消願について説明を終わります。

【議 長】

ただ今、事務局から、第2号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)を、説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、129㎡ 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の50ページを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「阿波市立一条小学校」から北東へ約

450m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。申請地については、宅地の一部として使用しているため始末書を添付しての申請です。転用者は現在実家暮らしですが、現在の住まいの老朽化や子供が成長し手狭になってきたことから住宅を建てたいと考えていたところ、申請地の土地を使用貸借することで話がまとまり、この度の申請にいたりしました。土地の造成については、現在のままの利用にとどまるため必要はなく、周囲には既存壁があるため土砂の流出はないものと思われ、給水、排水経路については既存のものを使用するため周辺の農地には影響がないものと思われ許可やむを得ないと思われ、

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、954 m² 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料の52ページを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「中央広域環境施設組合 中央広域環境センター」から南へ約250mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は阿波市で●●●探していました。土地所有者と売買の話がまとまり申請に至っております。土地の造成等については、20 cm山土で盛土し、10 cm碎石で整地します。申請地は周囲より下った場所にあり土砂の流出はないものと思われ、給水、排水については必要なく、雨水は地下浸透にて対応します。周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われ、

番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、260 m² 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借の設定」です。地図資料の54ページを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「阿波市立 柿原小学校」から東へ約460mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は親と同居しており、現在の住まいが老朽化しており新築を考えるようになりました。今後のことも考えると親の近くに新居を構えたいと考えたところ、親所有の農地を使用出来ることとなり申請に至りました。土地の造成等については、山土で90 cm盛土しますが新設の擁壁や既存の擁壁もあることから土砂の流出は無いと思われ、給水については北側市道より新たに引き込みます。排水については既存の集落排水施設に接続し流下させることで給水・排水ともに業務課と協議済みです。周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われ、

番号4番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、1071 m² 転用目的は、「貸資材置場」で、「所有権の移転」です。地図資料の56ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「旧日開谷小学校」から北へ約1.3 kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は●●●を営んでおり、

事業の拡大のため土地を今回申請地の周辺で探していました。農地の管理に苦慮する土地所有者と売買の話がまとまった為、申請に至っております。土地の造成等については、20 cm表土をすきとり、砕石で20 cm敷き詰め整地します。既存壁や新たに土羽をもうけるため土砂の流出はないものと思われます。給排水については必要なく、雨水は地下浸透にて処理することから周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われます。

番号5番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、246 m² 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の58ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立 林小学校」から南側に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は申請地西側の実家の離れで生活していますが、子供の成長に伴い手狭になり新築を考えていたところ、親の所有地を使用貸借することで計画がまとまり今回の申請に至りました。土地の造成等については、15 cm山土で盛土し整地します。既存壁もあることから、土砂の流出はないものと思われます。給水については申請地北側の市道より引き込むことで業務課と協議済みであり、排水についても北側市道側溝に流下させることで建設課と協議済みです。また母屋の一部が申請地にはみ出している事が今回の申請にあたり判明したため始末書を付けての申請となります。周辺の農地には影響がないと思われる為、許可やむを得ないと思われます。

以上、第3号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番・2番を1番米澤委員にお願ひします。

○1番(米澤委員) 1番米澤です。案件番号1番2番、ともに譲渡人の耕作上の今後の期待というものがないので、やむなしかと思ひます。内容は事務局の説明の通りと思ひますので、どうぞご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を2番片岡委員にお願ひします。

○2番(片岡委員)2番片岡です。事務局説明の通り、家族で一緒に同居しており、新しく新築するということでその敷地内で探しておりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番を12番古本委員に願ひします。

○12番(古本委員)12番古本です。今日現状確認したところ、また行政書士の話も聞き、埋め立てもせず、置くだけであり何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を19番十川委員に願ひします。

○19番(十川委員)19番十川です。5番についての説明ですが、事務局が事細かに説明した通りで、現地を見ましてもこの該当地、今は家庭菜園的な野菜とか植えております。へきもできており、あとならすだけということで何ら問題ないかと思ひます。よろしく願ひします。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第3号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませぬか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませぬか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第4号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和8年2月17日付け阿農振第1079号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和8年農用地利用集積等促進計画第2号」をご覧下さい。9ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、61件 165筆 総面積165,129.00㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、53筆 56,727.00㎡。使用貸借が、15筆 17,570.00㎡。次に、新規で賃貸借が、83筆 80,305.00㎡。使用貸借が、14筆 10,527.00㎡。なお、解約者につきましては、10ページ、11ページをご覧ください。22件 50筆 56,745.00㎡ となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（中倉）失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願ひいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農業者の名簿についての変更と農地転用を申請するため地区内の農地面積を変更するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報

告いたします。議案書 8 ページをお開きください。今月は、1 件 3 筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、1 件 3 筆 となっております。

続きまして、報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、9 ページから 12 ページまでとなります。今月は、14 件 27 筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、12 件 24 筆、残存小作による解約が 2 件 3 筆 となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂）続きまして、報告第 3 号、農地改良届について、ご説明いたします。番号 1 番、議案書 1 3 ページ、地図資料は 6 0 ・ 6 1 ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目及び現況地目ともに田で、登記面積は 3 6 6 m²でございます。改良しようとする土地は水稻を計画しておりましたが、小規模の面積での水稻耕作は水管理等の維持管理が困難であることがわかりました。こうした状況のため、表土を当該地の隅に置き、土砂を入れ、現況面から 1 0 0 c m 嵩上げし、表土をもどして土地の有効利用を図る計画です。添付書類の農地改良等工事計画書や公図写しほかを確認したところ、農地改良に該当すると判断されることから、本届け出を受理いたしました。なお、改良後は、丁寧な管理が可能であり、かつ家族での自家消費需要が高いすだち栽培へ計画変更し、工事期間は 1 0 日間の予定となっております。以上で、農地改良届のご報告とさせていただきます。

続きまして、報告第 4 号、2 アール未満の農地転用届についてご説明いたします。番号 1 番、議案書 1 3 ページ、地図資料は 6 2 ・ 6 3 ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は田、現況地目は雑種地で、登記面積は 5 0 7 m²でございます。このうち 1 3 2 m²の転用でございます。転用目的は、農業用車両置場でございます。届出地には、平成 3 0 年ごろから農業用車両置場の敷地として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、2 アール未満の農地転用届のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について、以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なしの声」あり）

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第2回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。なお、次回の総会につきましては、令和8年3月25日（水曜日）午後1時30分から、土成公民館 大会議室にて開催予定です。従来の会場から変更となっておりますので、お間違いのないようご注意ください。よろしくお願いたします。

（終了時間 午後2時16分）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員